

【要望書】

絶滅危惧種である東京都のツキノワグマの保全強化を要請します。



一般財団法人 日本熊森協会（実践自然保護団体）
（本部事務所）〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4
会長 森山まり子

Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4196

E-mail: contact@kumamori.org (設立 1997 年 会員 17276 人)

山の実りが大凶作でツキノワグマの出没が相次いでいた 2016 年 11 月 10 日、東京都青梅市成木地区で、猟友会員が、人身被害等の危険性がなく、捕獲許可が 1 頭しか出ていないにもかかわらず、親グマ 1 頭、子熊 2 頭の 3 頭を射殺しました。

クマを撃った猟友会員は、「クマが向かってきたから撃った」と青梅市の聞き取りで証言をしています。しかし、当会がクマの有害捕獲にかかわった複数の猟友会員に聞き取りをし、現地を調査したところ、実際は、山の中で木の上に逃げていた無抵抗の 3 頭のクマを捕殺していたことが明らかになりました。

これは明らかな鳥獣保護法違反ですので、当会は、本件を青梅警察に刑事告発をするための手続を進めています。

ツキノワグマは東京都で絶滅危惧種とされ、狩猟等の捕殺禁止措置が取られており、本件は種の保全の観点からも看過できない問題です。ツキノワグマは繁殖力が弱く、捕獲圧に弱い野生動物であり、安易な捕殺は絶滅に拍車をかけることになりかねません。

当会は、本件のような違法捕獲の背景には、東京都において、絶滅危惧種であるツキノワグマが出没した場合の保護体制に不備があると考えており、東京都に対しては、監視の強化及び違反者に対する適正な処分とともに、今後、同様のことが起こらないように、放獣や本来の生息環境の復元を含むツキノワグマの保護体制を構築することを申し入れます。

ツキノワグマ保護体制構築のための要望事項

- 1 東京都でも、他府県のように、ツキノワグマの放獣体制をつくること。特に山の実りが凶作年の出没やイノシシ等の畏への錯誤捕獲については、捕獲したクマを山に放獣できるようにすること。
- 2 クマの出没時、追い払いや誘因物の除去を徹底すること。
- 3 絶滅防止の観点から、子連れの子グマは原則捕殺しないことをルール化すること。
- 4 ツキノワグマの違法捕獲が発生しないよう、捕獲許可権者である東京都が捕獲従事者の監視体制の強化、各自治体への指導を徹底し、違反者に対しては適正な処分をすること。
- 5 東京都の本来のクマ生息地である奥山がスギ・ヒノキの人工林率が高く、クマが生息できない環境となっているため、奥山の広葉樹林化を進め、ツキノワグマの本来の生息環境の整備をすること。